

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 1 - 1
許認可等の種類	運輸開始の許可				
根拠法令条例等・条項	軌道法第10条				
許認可等の概要	一般の交通の用に供するため敷設する軌道の運輸開始の許可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
期間の制定根拠	—				